

期限付酒類小売業免許届出書の記載要領

- 1 この届出書は、臨時に販売場を開設しようとする日の10日前までに、当該販売場の所在地の所轄税務署長に提出してください。

なお、期限付酒類小売業免許について届出による免許の取扱いを受けられるのは、「届出日、届出者及び届出販売場等の要件」を充足している場合に限られますので、要件に該当しないときは、この取扱いは受けられません。

また、同一者による同一場所での届出は、当該販売場を開設する日から起算して1か月以内において1回に限られます。

- 2 「届出販売場の所在地及び名称」欄には、催物等の開催場所である施設、建物等の所在地及び名称を次により具体的に記載するとともに、当該施設、建物等の概要図面及び販売場の位置を記入した図面を添付してください。
 - (1) 「住居表示」欄には、住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号）による住居表示を記載してください。
 - (2) 「名称」欄には、例えば、「〇〇酒店」、「本社」、「本店」、「〇〇支店」、「〇〇営業所」等と記載してください。また、催物の場合には催物の名称も併せて記載してください。
- 3 「酒類販売管理者の選任（予定）」欄には、酒類販売管理者として選任を予定している方の氏名及び役職等を記載してください。
- 4 「販売する酒類の範囲（品目・銘柄等）」欄には、免許を受けている酒類の品目の範囲内において、販売しようとする酒類の品目に「1」を、販売しない酒類に「2」を記載し、その他の品目を販売する場合にはその他に「1」を記載し、具体的な品目・銘柄等を記載してください。
- 5 「既に有している主たる酒類販売（製造）場の明細」欄には、既に免許を受けている酒類販売（製造）場のうち主たる酒類販売（製造）場の所在地、名称及びその所在地を所轄する税務署名を記載してください。
- 6 「免許を受けている酒類の品目」欄には、現に免許を取得している酒類製造場又は酒類販売場（期限付酒類小売業免許に係るものを除く。）の免許に付けられている製造又は販売する酒類の範囲の条件に係る酒類の品目が全酒類の場合には「1」を、その他の場合には「2」を記載し具体的な品目を記載してください。
- 7 「臨時販売場の開設区分」欄には、博覧会場、即売会場（会社、官公庁若しくは団体等の職場において開催される即売会場、地方特産物、新製品若しくは贈答品の即売会場又は酒類製造者の自製酒類、酒類販売業者の自己の商標を付した酒類若しくは自己の輸入した酒類の広告宣伝のための展示等即売会場をいう。）その他これらに類する場所（野球場等の競技場、キャンプ場、スキー場、海水浴場、遊園地等の季節的若しくは臨時的に人の集まる場所又はダム工事場、季節的な遊覧旅行を目的とする臨時列車内若しくは遊覧船内等の場所をいう。）の区分を記載してください。
- 8 「臨時販売場の開設期間」欄には、客観的に明瞭である催物等の開催期間内における酒類の臨時販売場の開設期間又は開設期日を記載してください。また、内書に実際に酒類の販売を行う期間を記載してください。

なお、酒類の販売を行う期間は10日以内に限り（連続した日であることは要しません。）。
- 9 関係書類は、「酒類販売業免許申請書（e-2）チェック表（期限付酒類小売業免許届出書）（CC1-5104-2(6)）」に記載している必要書類のほか、催物等の具体的内容についてのパンフレット等（催物等の内容、開催期間及び開催期日等が客観的に明瞭であるもの。）を添付し、その目録を付けてください。また、臨時販売場を設ける場所が自己の所有に係る土地又は建物である場合には、当該場所において催物等を開催することが確認できる書類（催物等のパンフレット等）を提出してください。

なお、当該一覧に定める添付書類は原則的なものであって、届出者が同一会計年度（4月～翌年3月）の期間内に他の酒類販売業免許等の申請等を行っており、その際提出されている書類を利用することができる場合等、税務署長が他の方法により確認することができるため関係書類の添付は特に必要がないと認めた場合は、その添付を省略することができますから、実際に必要な添付書類及びその作成方法については、届出前に税務署と十分相談してください。